

山形県元気な農村^{むら}づくりスタートアップ支援事業実施要領

第1 目的

この要領は、地域の合意により策定した行動計画等に掲げた地域の将来像などの実現に向けて、集落・組織が行う、中山間地域をはじめとした農山村における農業生産活動等の維持・発展に資する新たな取組みの立上げ（試行）を支援するため、山形県元気な農村づくりスタートアップ支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、地域の合意により策定した行動計画等（別表の第1欄に定めるとおり）のある中山間地域等の集落・組織（別表の第2欄に定めるとおり）とし、次の各号に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- (1) 事業を完遂する見込みがあり、将来とも継続的な活動が見込まれること。
- (2) 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約等の定めがあること。
- (3) 会計経理が明確であること。
- (4) 過去に下記の事業を活用し、本事業と同じ取組みを実施した者でないこと。
 - ①元気な女性・若者ビジネス応援事業（平成27～28年度）
 - ②元気な6次産業化ステップアップ支援事業のうち、スモールビジネス創出支援事業（平成29～30年度）
 - ③農山漁村地域持続的発展活動支援事業（平成31年度（令和元年度）～令和5年度）
 - ④元気な農村づくりスタートアップ支援事業（令和3年度～）

第3 事業の内容

本事業の事業内容は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。ただし、施設等の整備、単なる物品等の取得のみを事業の目的とするもの（活動を伴わないもの）を除く。

- (1) 行動計画等に掲げた将来像などの実現に向けた新たな取組みであること。
- (2) 農業生産活動等の維持・発展に向けた取組みであること。

第4 事業実施計画

- 1 本事業の実施を希望する者は、事業実施計画書（別記様式第1号）を作成しなければならない。
- 2 本事業は最長3か年の継続実施を可能とする。その場合、初年度に複数年の事業実施計画書を作成するものとする。

- 3 本事業の実施を希望する者は、1により作成した事業実施計画書を別記様式第2号に添付し、活動拠点が存在する市町村長に提出するものとする。
- 4 3により提出を受けた市町村長は、事業実施計画書を精査のうえ、別記様式第4号に事業実施計画書に対する意見書（別記様式第3号）を付して、知事に提出するものとする。

第5 事業実施計画の審査

- 1 知事は、第4の4により提出された事業実施計画について、次の各号に掲げる項目を審査するものとする。
 - (1) 事業実施主体が、第2に掲げる要件について適正であるか。
 - (2) 事業内容が、第3に掲げる要件について適正であるか。
- 2 知事は、必要と認めるときは、当該計画に関して市町村及び事業実施計画を策定した者から意見を聴取するものとする。
- 3 知事は、1の結果を踏まえ、事業実施計画の承認について適否を決定し、別記様式第5号の1により事業実施計画を策定した者に、別記様式第5号の2により市町村長に対し、その結果を通知するものとする。

第6 事業の実施

- 1 事業実施主体は、第5の3により承認された事業実施計画に基づき、事業を実施するものとする。
- 2 県は、事業実施主体が実施する事業の効果的な推進を図るため、関係市町村とともに連携して必要な助言及び指導を行うものとする。

第7 助成及び事業の着手

- 1 知事は、予算の範囲内において、第3の事業の実施に要する経費につき、別に定めるところにより助成するものとする。
- 2 複数年の事業実施計画を策定した事業実施主体にあつては、1の別に定めるところにより知事に年度ごとに助成に係る手続きを行うものとする。
- 3 事業の着手は、1の別に定めるところにより行う本事業に係る山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）第6条の交付の決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、あらかじめその理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第6号）を知事に提出するものとする。
- 4 3のただし書により交付決定前に着手する場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第8 関係書類の提出

この要領に基づく書類の提出は、別に定めるものを除き、所管の総合支庁産業経済部農村計画課に提出するものとする。

第9 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月27日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき複数年の事業として承認された事業実施計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月26日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき複数年の事業として承認された事業実施計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき複数年の事業として承認された事業実施計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月15日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき複数年の事業として承認された事業実施計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月23日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき複数年の事業として承認された事業実施計画については、なお従前の例による。

別表

第1欄 (行動計画等)	第2欄 (集落・組織)
<p>本事業の対象となる行動計画は下記の(1)～(4)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)第7の1の(3)のオにて定義される「ネットワーク化活動計画」</p> <p>(2) 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第10条第3項の規定に基づき認定を受けた「指定棚田地域振興活動計画」</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に基づき策定された「地域計画」</p> <p>(4) その他地域の合意により策定された計画で、知事が適当と認めるもの</p>	<p>中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領(平成5年4月1日付5構改D第209号)第2の2の(1)及び(2)に該当する区域内(山形県内)に存する集落・組織であること。</p>